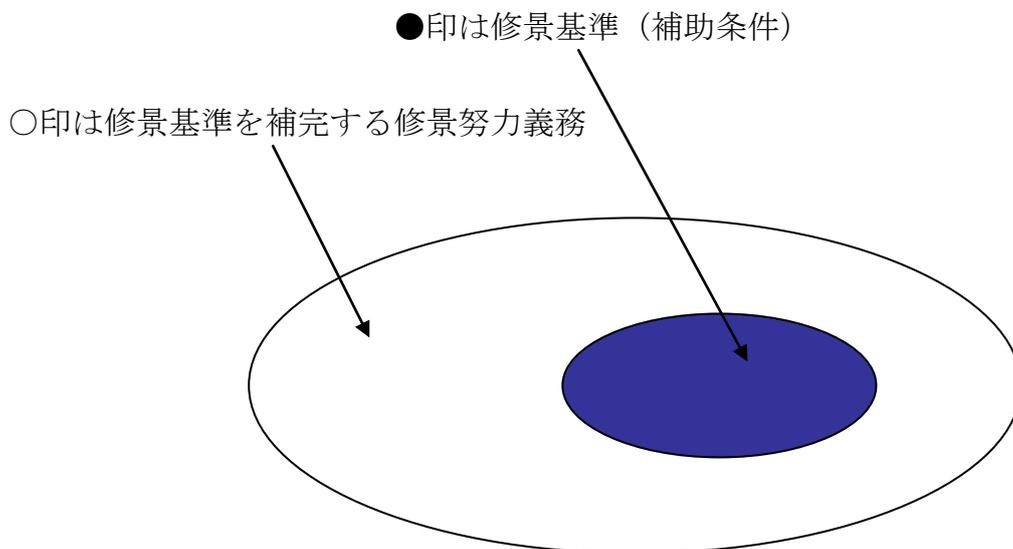


☆★町並み修景ガイドラインの見かた☆★

町並み修景ガイドラインは、栃木らしい歴史的町並み景観を守り育てるための道標となるもので、栃木市歴史的町並み景観形成地区の全域に適用されるものです。

各項目の文頭に、●印と○印が区分して付けられています。●印は修景基準と呼ばれるもので、栃木市歴史的町並み景観形成要綱第10条の規定に基づくものであり、補助金交付上の条件となるものです。また、○印は、修景基準を補完するものであり、よりよい町並みづくりのために積極的に導入してほしい内容となります。(※は、補足説明です。)

町並み修景ガイドライン



★また、このガイドラインには、まちづくりの先進地の事例が多く盛り込まれていますので、歴史的建造物の活用方法が検討できます。

☆☆用語の解説☆☆

★ 歴史的建造物

栃木市の個性を生み、景観形成上重要な歴史的・文化的資産である建築物や工作物で、町並み景観形成を促進する建築単体や工作物のこと。具体的には、大正期までに建てられた、

- ・見世蔵 ・土蔵 ・石蔵
- ・煉瓦蔵 ・塗屋 ・木造店舗
- ・洋館のこと

★非歴史的建造物

歴史的建造物以外の建造物で、栃木市の歴史的町並み景観形成に寄与する建造物のこと。

★景観形成重要工作物

建築物以外の工作物で、栃木市の歴史的町並み景観形成を促進する上で特に重要な工作物のこと。

★歴史的景観形成ブロック

蔵づくりが集積し、旧例幣使街道の歴史性を踏まえて栃木市の個性と話題性を発信するシンボル地区として蔵を活用した歴史的町並みを創出する地区のこと。

★歴史的景観調和ブロック

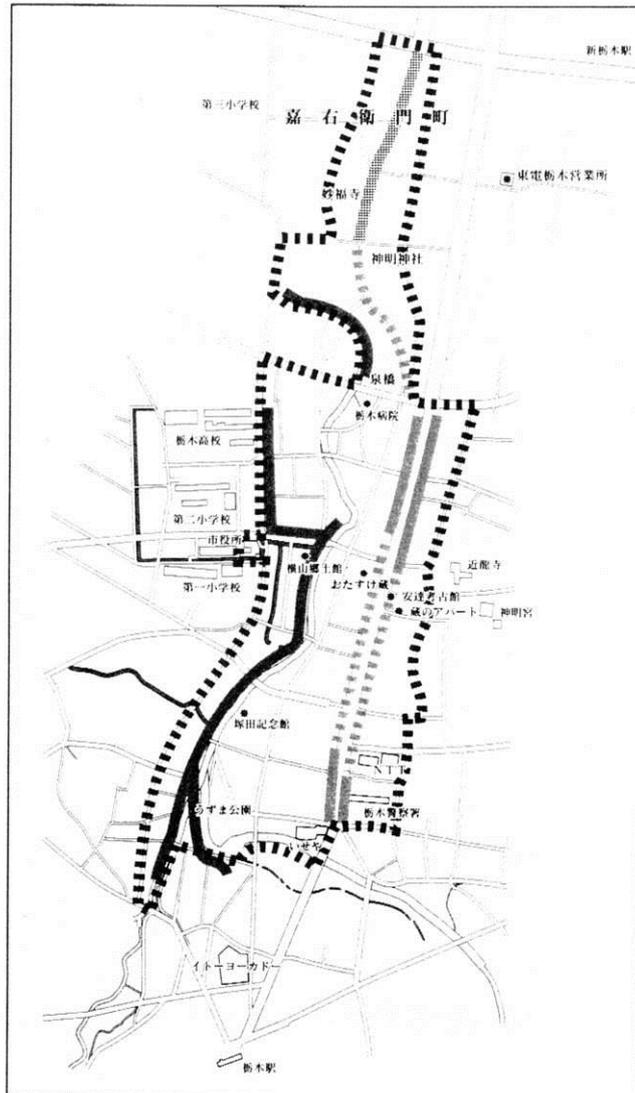
旧例幣使街道の歴史性を踏まえ、点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史的空間と非歴史的建造物を調和させる地区のこと。

★商業近代化調和ブロック

旧例幣使街道の歴史性を踏まえ、点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史的景観形成ブロック及び泉町・嘉右衛門町・大町の歴史的町並みと連続性を担保する活気あふれる地区として、歴史と商業近代化を調和させる地区のこと。

★巴波川等景観形成ブロック

巴波川、県庁堀川等うらおいのある自然景観を活かしながら、点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史と自然を調和させる地区のこと。



凡 例		歴史的町並み景観形成地区
		歴史的景観形成ブロック
		商業近代化調和ブロック
		歴史的景観調和ブロック
		巴波川等景観形成ブロック

1. 町並み共通の原則



1. (1) 町並み形成の基礎

① アーケードの撤去

- 美しい町並みがアピールできる
ようアーケードは取り外す。



◇アーケード撤去前の町並み



◇アーケード撤去後の町並み

② 歴史的建造物の保存と活用

- 栃木市の町並みが、栃木市独自の
ものであるための歴史的な建造物
は、これを保存し活用する。

◇栃木市の代表的
景観である
塚田歴史伝説
館と巴波川



◇県指定文化財
の見世蔵
古久磯提灯店



〈備考〉

1. (2) 公開空地

●非歴史的建造物を新築する場合は、歴史的建造物の増築部分を撤去することによって現れる公開空地の形態に合わせたセットバックを行う。1)

○非歴史的建造物の改修、修繕もセットバックを原則とするが、無理な場合、できる限り道路側1階部分の壁面を下げる。

※歴史的建造物は、「2. 蔵づくりの伝統を守る手法」のところで述べられるように、面被り、増築部分は撤去しなければならない。

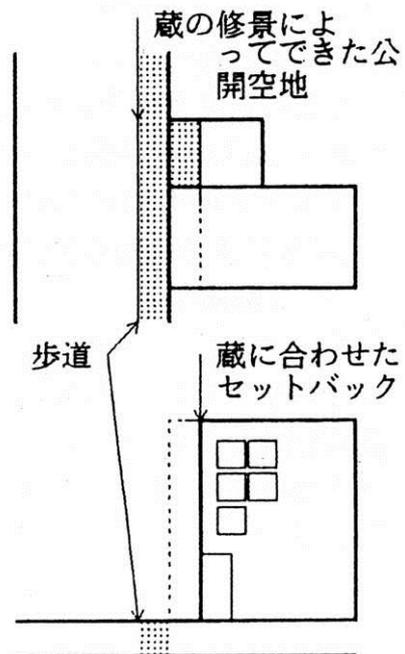
※公開空地の形態に合わせるとは、建築形状が道路に対して雁行しているところは、雁行したように、振れ幅や角度に合わせることを言う。

○増築部の撤去やセットバックによって生まれた前庭は、半公共的空間（セミパブリックスペース）とする。

○前庭は、歩道と一体となるような舗装を行う。2)

◇平面

◇立面



◇前庭の活用
(一体舗装)



◇前庭の活用
(調度品や花などで飾る)



◇ビルのセットバックにより蔵とのスケール感を緩和
(長野市)



〈備考〉

1)一番街東側の見世蔵の修景に伴って生じる公開空地の平均幅は、1.5m～3.0m。

・セットバックは、用途地区の容積率(400%)を削除するものではない。

2)3軒以上がまとまって歩道同様の整備を行った時には、補助の対象となる。

1. (3) 素材を活かす

① 素材の質感を活かす

○大理石の質感や素木の質感など、重厚感や暖かみを感じられるような素材そのものの質感を活かし、塗装による平板な印象を与えないよう配慮する。

◇大谷石を用いた店舗
(栃木市)



○ガラスやステンレスは、町並みの質感を損なうものではなく、活用の仕方により洗練された印象を与える。

② 伝統的素材の活用

○漆喰壁をはじめとした伝統的な素材は積極的に用いる。

◇瓦を用いた自動販売機
(栃木市)



●瓦を用いる場合には、粘土瓦の中の、いぶし銀色とする。1)

— 〈備 考〉 —

1)他市の類似基準：名古屋市有松町、川越市一番街の色彩基準 等

1. (4) 日除けの工夫

① 様式

○日除けの設置は、必要最小限に留める。1)

◇太鼓幕



○紫外線防止の反射ガラスなどを用い、ショーウインドウの前面あるいは背後で、日除け対策を講じることが望ましい。2)

○歴史的建造物の日除けは、太鼓幕、長のれん、すだれなどに行うことが望ましい。

◇長のれん

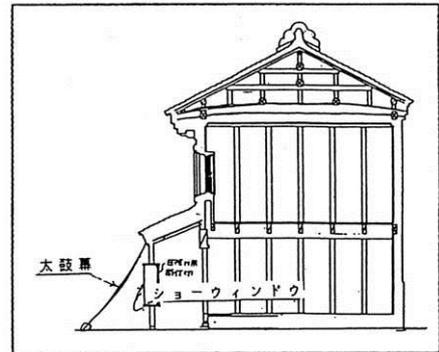


② 設置形態

●歩道に、はみ出さないことが望ましい。

○店舗全面を日除けで覆い、建物の外観を隠さない。

◇太鼓幕の設置



③ 素材

○布地を主とし、ビニールは用いないことが望ましい。

— 〈備 考〉 —

1)太鼓幕、長のれん (のれん) 等を日除けと称する。

2)明るく開放的なショップフロントを構成することは、町並み景観に活気を与える。

1. (5) 看板の工夫

① 設置形態

●歩道上にはみ出さない。

●窓面利用の広告は行わない。

○非歴史的建造物では、袖看板の据え付けは望ましくない。1)

○動きのある広告物は、設置しない方が望ましい。

○テナントビルの看板は、共同表示にする。

○屋上広告物(看板)は設置しない。

○看板の個性や材質感、取り付け金具などにより、歴史的景観と調和したものとする。

◇壁面を利用した屋号
(名古屋市:有松)



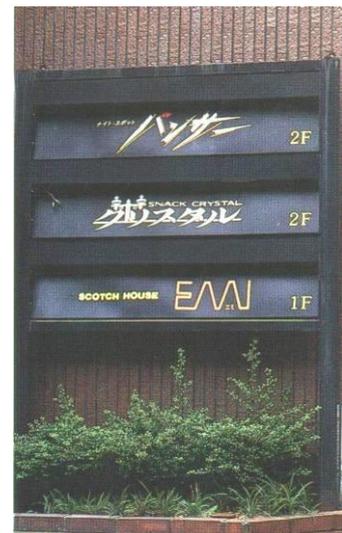
◇ 屋根看板
(栃木市)



◇行灯型の看板
(高山市)



◇看板の共同表示
(高山市)



〈備考〉

1)袖看板は、通り方向の町並み景観を見えにくくする。

② 素材・色彩

- ネオンの設置は、認めない。
- 夜光塗料、蛍光塗料は使用しない。
- 彩度の高い色(原色に近い色)や、パステルカラーは、ワンポイントとして用いるほかは使用しない。

◇暖簾に記された業種名
(栃木市)



③ 数量・大きさ

- 看板の数量は、1店舗につき2つ以内とする。(日除けを広告に利用する場合には、これをひとつと数える)
- 大きいものは設置しない。1)
(1つにつき2㎡以内)

◇ 造り酒屋の象徴である杉玉
(倉敷市)



④ デザイン

- 町並み景観を支援するものとし、業種がうまく表現されるものが望ましい。
(酒屋と杉玉など)

- 店舗名を木製の透かし彫りにするとすっきりみえ、町並み景観上おさまりがよい。

◇透かし看板



- スポット照明は積極的に取り入れる。

— 〈備 考〉 —

1)参考：横浜馬車道通りでは、1店舗につき1㎡以内としている。

：大阪市は、建築物の各面毎に、外壁面積の1/10かつ50㎡以内としている。

1. (6) シャッター

① 設置形態

- 閉店後のウィンドウショッピングが可能なように、透過性の高いシャッターとする。1)

◇透過性の高い
シャッター
(栃木市)



② 色 彩

- 彩度の高い色(原色に近い色)や、パステルカラー、発色性の塗料は用いない。

— 〈備 考〉 —

1)衣料品店等ウィンドウショッピングの対象となる店舗に限る。

1. (7) その他の建築設備

① 設置形態

●テレビアンテナ、クーラーなどの付帯設備は、見える位置に置かない。やむをえず人目についてしまう場合には、覆いを被せて、明度の低い色彩を塗る。

◇壁に這わせ壁と同じ色にした各種架線



○テレビアンテナの共同化を行い、林立を避ける。

◇クーラー室外機の目隠し



○屋外階段は、取り付け位置、色を考慮して設置する。

② 消防施設

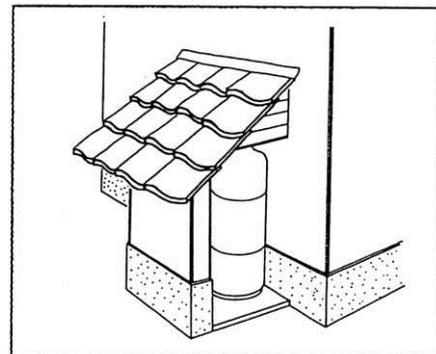
○消火器や消火栓などの消防施設は、消防法その他に抵触しない限りにおいて、覆いを被せて明度の低い色で塗装する。

◇覆いを被せた給水ポンプ



※アンテナ、空調設備、防火設備、非常階段、給水施設などをその他の建築設備と称する。

◇覆いを被せた消火器



1. (8) 建造物の維持管理に関する事項

① 建造物の維持管理に関する事項

●ガイドラインに沿って整備された建造物にあっては、良好な状態に保存されるよう適正な管理に努めることとする。

〈備考〉

2. 蔵づくりの 伝統を守る手法



2. (1) 形式

① 蔵づくりの定義

● 栃木市における蔵づくりの建物とは、見世蔵、塗屋 1)、土蔵、石蔵あるいはレンガ蔵等を言う。 ◇見世蔵

● この他、通りに面する洋風店舗（洋館）も、広い意味ではこれらに含めるものとする。



◇土蔵



◇洋館



◇石蔵



◇塗屋



〈備考〉

- 1) 塗屋は、見世蔵よりもやや壁厚の薄い蔵づくりの店舗であるが、栃木市の場合、さらに屋根を瓦葺きとしないものと、2階の軒部分を^{しほぎ}素木のままとするものがある。
- 蔵づくりの伝統的な手法を知るには、現存する建物が最も確実で重要な教材となる。

② 色

●原則として黒、または白とする。

◇黒漆喰の壁



※黒は、見世蔵、塗屋に多いが、側面は、白漆喰の場合もある。また、側面を板囲いしている場合は、板を黒く塗っている。

※白漆喰は、釜佐の土蔵など若干の例外を除いて、土蔵に多く見られる。

◇白漆喰の壁



※内部の柱、梁、建具、塗屋の軒などの木部は、素木あるいは木肌そのものの質感を出している。

◇押縁下見板張



◇素木の柱



〈備考〉

・素木、木肌の質感を出すために、防腐・防虫着色塗料、ラッカーの使用は可能である。

③ 造り

●見世蔵、塗屋、木造店舗の屋根の造りは、切妻・平入又は寄棟・妻入を原則とする。

◇切妻・平入の店舗



●建物高さは、2階建てを原則とする。

●見世蔵、塗屋、木造店舗の下屋庇^{げきびし}は、復元する。1)

◇寄棟・妻入の屋根



※寄棟・妻入屋根は、見世蔵、塗屋、木造店舗に見られるが、その例はあまり多くない。

※2階建ては、栃木市の蔵づくりでは一般的であり、見世蔵や塗屋では、1階部分を店舗、2階部分を座敷としている例が多い。土蔵、石蔵の中には平屋、3階建ての例もわずかに見られる。

◇3階建ての土蔵



※下屋庇は、見世蔵、塗屋、木造店舗に見られる一般形式であるが、土蔵、石蔵に設ける例もある。

※見世蔵と土蔵を典型とする土蔵づくりとは、外部が大壁づくりで、内部が真壁づくりの木造防火づくりのことである。2)

◇下屋庇



— 〈備 考〉 —

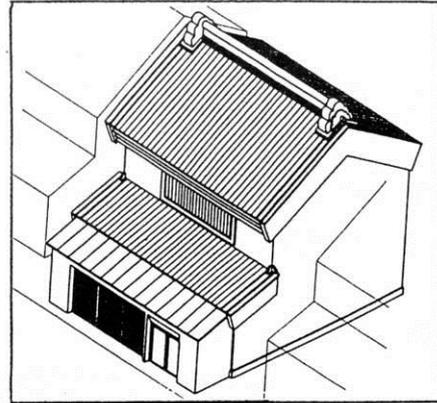
1)切妻、平入及び下屋庇は、町並みの連続に有効である。

2)梁や柱が見える壁を真壁づくりと言うのに対し、大壁づくりは、梁、柱を覆うようにつくる。

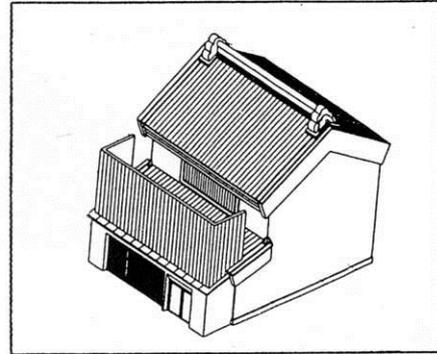
2. (2) 面被り、増築部分の撤去

●歴史的建造物の修復にあたって、
面被りや増築部分を撤去する。

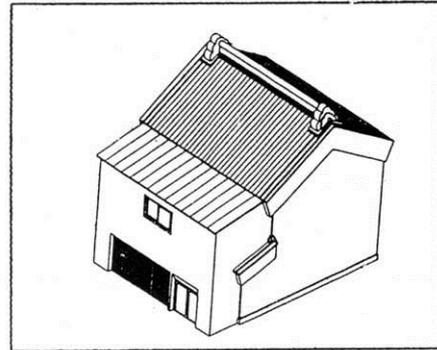
◇1階部分の
増築



◇1階部分の
増築と面被り



◇2階までの
増築部



◇修景前



◇修景後



〈備考〉

2. (3) 屋根

① 屋根瓦

●屋根は、1，2階とも^{きんがわらぎ}棧瓦葺とする。

●屋根両端の風切り瓦は本瓦葺、軒瓦は唐草巴瓦を原則とする。

◇風切瓦

●ねんど瓦でいぶし銀色を用いる。



◇唐草巴瓦



② 棟

●大棟は、漆喰塗の箱形棟、又は^{のしがわら}熨斗瓦積みで高く上げるものとする。

※見世蔵、土蔵、塗屋に典型的に見られる。

※箱棟、鬼瓦、^{おびもり}影盛の大きさは、建物の規模や高さにはほぼ比例する。

◇箱棟



●鬼瓦は、棟の両端に設置することを原則とする。

◇^{のしがわら}熨斗瓦積み

●見世蔵、土蔵、塗屋の影盛は、復元又は保存する。

※影盛は、見世蔵、土蔵、塗屋に見られ、鬼瓦の背後に漆喰で大きく盛った形態をなす。

◇鬼瓦と影盛



— 〈備考〉 —

- 屋根瓦は、現代的な引っ掛け工法でも良い。
- 建築当時から使われていることが明らかな場合は、その屋根材で葺替えることができる。

③ 軒

●軒蛇腹のきしなぼらは、軒に2重から4重の蛇腹（漆喰塗り）を設ける。

◇軒蛇腹



●下屋庇の場合も軒蛇腹とする。

※一般には、出桁造の軒に多いが、鉢巻き軒の正面に蛇腹を設ける例もある。

※下屋庇の場合も蛇腹軒とするのが一般的であるが、蛇腹を用いず漆喰塗りの垂木なるぎを現したただけのものもある。

◇鉢巻



●鉢巻は軒に漆喰塗りの鉢巻を回す。

※鉢巻は、あくまで土蔵の手法である。

◇出し桁



●正面の軒を出桁造り（出梁と出し桁による）として軒の出をとる。見世蔵の場合は漆喰塗り、塗屋の場合は素木のままとする。

●切妻屋根の妻側に厚い破風板かきふういたを設ける。見世蔵の場合は漆喰塗りとする。正面軒が出桁造りの場合は、妻壁からやや離して破風板を設ける。

◇破風



※軒蛇腹、出し桁の設置は、見世蔵と塗屋に限る。

— 〈備考〉 —

2. (4) 壁

① 漆喰壁

●見世蔵、塗屋、土蔵の外壁は、土塗り漆喰仕上げとする。

●壁厚さは、6寸から8寸程度とする。

※1寸≒3.03cm

◇見世蔵の漆喰壁



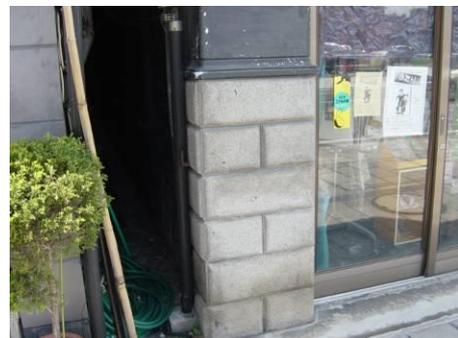
② 袖壁

●下屋庇の正面両側に袖壁を設ける。

●袖壁の設置は、見世蔵と塗屋に限る。

※側面の壁だけのものと戸袋風に正面でまわしたものがある。仕上げは正面外壁（漆喰塗り）と同じであるが、下部を石積み（腰巻き）にするものもある。

◇袖壁



〈備考〉

- 壁工法は伝統的な工法が望ましいが、場合によっては下地にモルタルなどを用いてもよい。

③ 戸袋

○下屋庇正面の両側又は片側に、半間程度の袖壁を設け、戸袋とする。仕上げは正面外壁（漆喰塗り、ただし腰巻きは除く）と同じ。

※栃木市の場合、事例は比較的少ない。

④ 腰巻き

○外壁の腰部を保護するために腰巻きを設ける。

※一般に、土蔵では外壁より一段厚く漆喰を塗り回すが、見世蔵では袖壁や戸袋部分に限られることが多く、それも、単に腰の位置に蛇腹を付けるだけで、稀にその下を石積みとする。

◇土蔵の腰巻き



※腰巻きをまったく設けないものもある。また、土蔵の場合も、腰巻きは一部の本格的な建物（文庫蔵）に限られる。

◇見世蔵袖壁の腰巻き



— 〈備 考〉 —

・栃木市の場合、腰巻きに煉瓦やタイルを用いる例は存在しない。

⑤ 布石

○外壁の基礎部に布石を回す。布石には自然石（大谷石や深岩石など）を用いる。

◇布石

※見世蔵の袖壁や戸袋部分では、布石を一段に積んで腰巻風にしたものも多い。

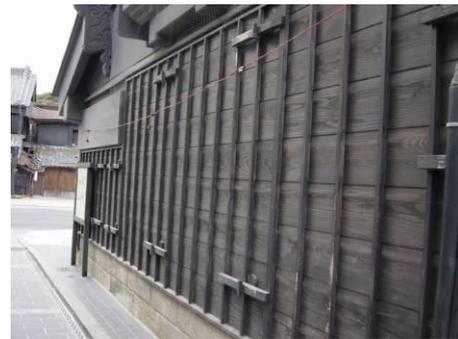


⑥ 下見板張り

○側面（一般には妻側）の外壁を保護するため、押し縁下見板張りの板囲いを漆喰仕上げの上に設け、黒色又はこげ茶色に塗装する。

◇下見板張り

※本来は仮設であるが、現在では常設になっている例が多い。板囲いは設けない方が望ましいが、設ける場合は下見板張りとする。



— 〈備 考〉 —

- 建築基準法上やむをえない場合、下見板をパルプ混入石綿セメント板とする。

2. (5) 開口

① 観音開窓

- 窓に観音開きの防火窓（漆喰塗り）を用いる。

◇観音開窓



- 栃木市の場合は、ほぼ土蔵に限られ、見世蔵や塗屋ではあまり用いない。

※鉄格子を入れる場合が多い。

② 引き戸窓

- 窓に引き戸を用いる。土蔵では防火戸（漆喰塗り）をそのまま外部に現し、戸袋を設けない。見世蔵と塗屋の場合も本来は漆喰塗りの防火戸であるが、それ以外でもよい。

◇引き戸窓



- 引き戸は内側に引き込みとする。どちらも窓は比較的小さく、窓枠（框）は漆喰塗り籠めとする。

※引き戸窓には、鉄格子を入れた例が多い。

〈備考〉

③ 観音開扉かんのびきとび

- 土蔵の出入口に観音開きの防火扉（漆喰塗り）を用いる。

◇観音開扉



- 土蔵1階に限る。

④ 引き戸

- 土蔵の出入口に漆喰塗りの防火引き戸を用いる。

◇引き戸



- 土蔵に限る。

※本来は見世蔵や塗屋でも下屋庇の正面に防火引き戸を用いるが、現存例はない。

— 〈備 考〉 —

- ・観音開扉は、常時開閉する性質のものではない。

⑤ 建具

○漆喰塗りの防火窓や防火扉、防火戸などの内側に、板戸、網戸、格子戸、障子、ガラス戸などの建具を設ける。

◇板戸



※店舗の下屋庇正面の建具は業種に合わせて選ぶ。

◇網戸



◇格子戸

⑥ 扉

●出入口には、ドア型の扉を用いない。



〈備考〉

・建具は、建物の機能に従って比較的自由に選べるが、特に材質や色には注意を要する。

2. (6) 内部1階

① 柱、梁

○柱、梁などの構造材を現す真壁づくりとする。

◇内部の真壁づくり



② 根太天井

○根太天井を現す。天井板はなるべく張らない。

◇根太天井



③ 壁

○壁は漆喰塗りを原則とするが、それに類するものでもよい。

◇内装



— 〈備考〉 —

- ・ 建造材の材質を見せることが望ましい。
- ・ 内部は必ずしも伝統的形態にとられる必要はないが、自由にセンスよくまとめることを心がける。

④ その他

○土間、帳場、床板、階段（箱階段、梯子）、揚げ戸など、残された伝統様式は、保全・活用に努める。

◇土間



◇箱階段



◇揚げ戸



— 〈備考〉 —

- 壁の材質や色に注意する。

2. (7) 内部2階

① 蔵座敷

○見世蔵及び塗屋の2階は、蔵座敷とする場合が多い。

◇蔵座敷

※土蔵の場合は例が少ない。

※蔵座敷には、床の間、違い棚、襖、障子、天井、壁などが残されている。



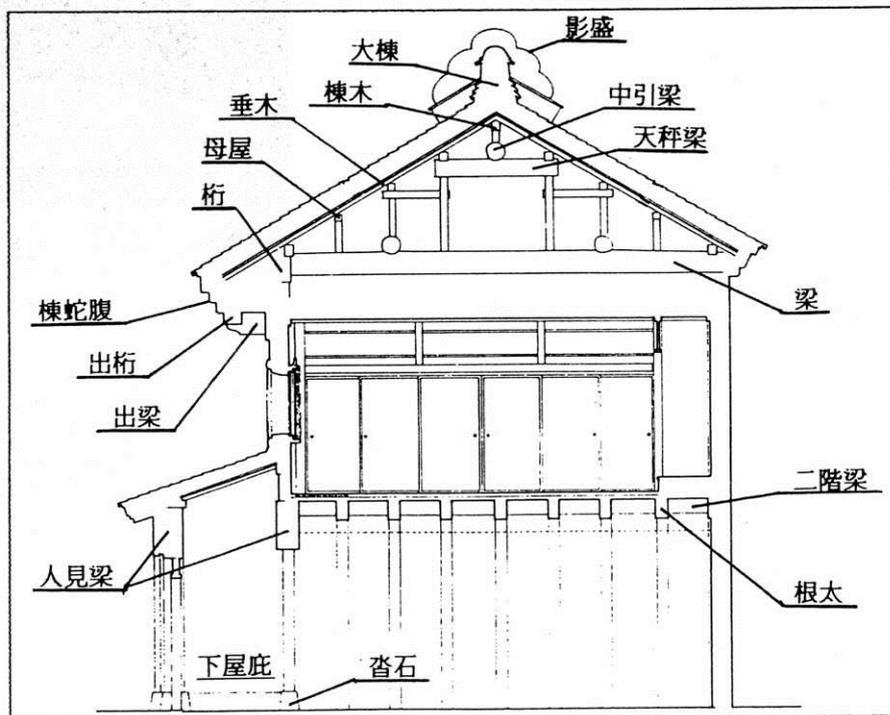
② 小屋組

○土蔵の場合は天井を張らず、小屋組を現す。(中引梁、登り梁、桁、母屋、垂木など)

◇小屋組



◇小屋組各部の名称



〈備考〉

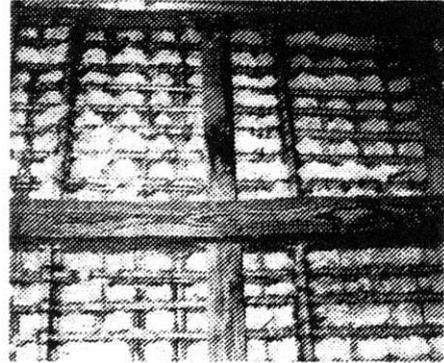
③ その他

○板敷、木舞、墨書、棟札など、蔵づくりには、歴史的に貴重な遺産が多く残されており、これらをなるべく保存する。

◇板 敷



◇木 舞



◇墨 書



◇棟 札



〈備 考〉

- 墨書や棟札は、建物の履歴書であるから大切にしたい。

2. (8) 周 囲

① 工 作 物

○塀、木戸、路地など、蔵づくりとともにあって、生活の文化を残しているものを復元あるいは整備して、文化の息づく町並みを形成していくよう努める。

◇黒 塀



◇木 戸

◇路 地



② 装 置

○看板、暖簾、縁台、行灯など、生活文化を伝える装置類に対しても、これを保存、活用していく。

◇伝統的な
看板

◇暖 簾

〈備 考〉

- ・ 工物や装置を工夫することによって建物を引き立てるだけでなく、町並みにうまいとゆとりを与えることができるが、建物との調和に注意する。

3. 調和した 町並みをつくる

(非歴史的建造物の修景)



3. (1) 色彩の統一

① 基調色

●歴史的景観形成ブロックでは、無彩色（黒、白、グレー）の他、明度の低い茶系統を基調色とする。

◇伝統色に統一された町並み（倉敷市）

○伝統色 1) はこれを生かす。



●歴史的景観形成ブロック以外では、無彩色の他に明度の低い茶系統・紺系統の色も含むものとする。

◇代表的な金山式住宅の町並み（金山町）

○ひとつの建築物に、数多くの色を用いず、色調の統一を図る。



◇落ち着いた色調で統一された町並み（須坂市）

② 原色やパステルカラーの扱い

○原色や淡いピンクやブルーのパステルカラーは、町並みの風情を壊さないように控えめにする。



〈備考〉

1)他都市の類似基準：名古屋市有松町や川越市一番街の色彩の基準等

伝統色とは、のれんの藍染の色、ベンガラ色などをいう。

3. (2) 町並み形態の連続

① 階高及び階数の制限

●歴史的景観形成ブロックでは、階数制限を3階まで、3階軒高を10m以内に収める。

◇町家とマンションのスケール差は大きい(須坂市)

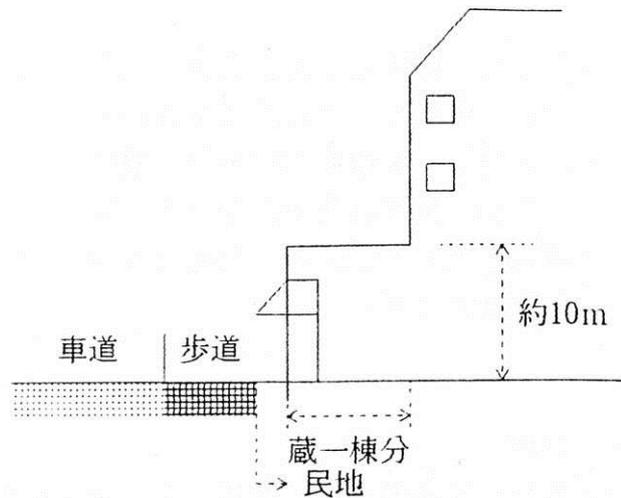


●専用住宅では、階数制限を2階までとする。

※高さ制限は、蔵一棟分を対象とするが、容積率を制限するものではない。

② 1階の軒線の連続

●底のある建造物は、見世蔵の下屋底のある位置に揃え、底のない建造物では、開口部を工夫し、1階の軒線の連続を構成する。



●各ブロックでは、歴史的建造物の壁面線までセットバックする。又は、歴史的建造物を隠さない位置までセットバックする。

○各ブロック以外では、壁面を道路境界線から1.0m以上セットバックする。

◇軒の連なった町並み(京都：祇園)



●駐車場などの空地では、勾配屋根のゲートを取り付けるなど、軒線の連続を保つ。

〈備考〉

1) 栃木市の見世蔵で一番大きい蔵の街観光館は、階数が2階で、2階までの階高が10mである。

③ 勾配屋根

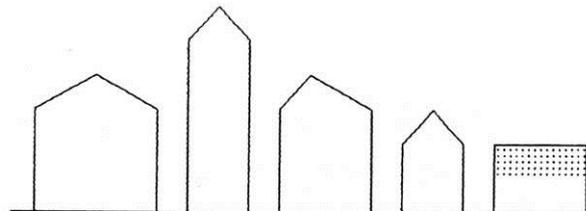
○歴史的景観形成ブロックでは、建物の頭頂部に蔵と同じような勾配を持たせる。

●商業近代化調和ブロックでは、まとまりと連続性のある頭頂部の処理を行う。



◇勾配屋根を取り入れた建築(栃木駅前)

○住宅では、屋根は切妻、寄棟、入母屋とし、原則として日本瓦を使用する。ただし、金属板の場合は、銅板とするか、黒又は濃灰色など町並みに調和したものとする。勾配は5寸勾配程度とする。



◇頭頂部には連続性を持たせる

④ 外壁

○外壁は、漆喰等、蔵、和風住宅の要素を取り入れたものとする。

⑤ その他

○住宅の建具は、原則木製建具を使用する。ただし、金属製建具を用いる場合は黒、こげ茶など、町並みに調和したものとする。

○門、塀等は、木、土、石等自然素材を活かし、周囲の景観に配慮したものとする。

○テレビアンテナ、エアコン、各種配管等の建築設備は、見える位置に置かない。やむをえず人目になってしまう場合は、覆いを被せて明度の低い色彩を塗る。

○格子、出し梁、2階縁等地域の特色であるものは積極的に取り入れる。

〈備考〉

3. (3) 蔵並みに調和したデザイン

●「重厚感」や「シンプルさ」「落ち着き」「勾配屋根」と言った蔵のデザイン要素を取り入れ、蔵のある町並みに調和した建築デザインを考える。1)

○隣に歴史的建築物があれば、素材、形態を合わせるような配慮が望ましい。

◇和菓子店
(金山町)



◇レストラン
(小布施町)



◇花屋
(須坂市)



◇ガソリンスタンド
(彦根市)



◇信用金庫
(金山町)



◇右隣の歴史的な建築に配慮した建築
(栃木市)



◇右隣の歴史的な建築に配慮した建築
(イギリス)



〈備考〉

1)蔵のデザイン要素を取り込んだ建築は、蔵に似せたもどき建築にならないように注意する。
・蔵並みに調和した建築デザインは、共に考え共に高めていくべきものである。

4. 蔵の町並みに 息吹を吹き込む



4. (1) 歴史的建築物の様々な活用例

○歴史的建築物は、外観の復元を原則としているが、内部空間は職種にあわせて自由に活用する。

◇レストラン
(小布施町)



○歴史的建築物の活用方法

美術館／博物館／物産館／イベント
ト広場／小ホール／レストラン／
バー／居酒屋／高級ブティック／
陶器店／書店／画廊など

◇飲食店
(栃木市)



◇銀行
(三重：関町)



◇バー
(栃木市)



◇呉服店
(佐原市)



◇喫茶店
(水沢市)



◇書店
(佐原市)



〈備考〉

・他都市では歴史的建造物を有効に活用し、デザインによっては落ち着きと豪華さを兼ね備えて、若者受けするものができる。

4. (1) 歴史的建築物の様々な活用例

◇貸し店舗
(京都：祇園)



◇ブティック
(京都：室町)



◇ブティック
(同上)



◇バー
(同上)



◇土産物店
石蔵利用
(函館市)



◇郵便局
(関町)



◇和菓子店
(川越市)



◇民族資料館
(川越市)



◇湯波店
(日光市)



4. (2) うるおい空間の創出

① 路地に魅力を与える

○奥行きのある深い町並みとするため、短冊型の敷地に沿って引き込まれている路地を整備する。

◇栃木市内の路地



◇小布施町の路地



② 巴波川や社寺群への動線を整備する

○町並みを楽しむための回遊性を高めるため、巴波川や社寺群への動線を整備する。

○動線は、大通りの舗装と一体化を図る。

◇定願寺周辺
(栃木市)



◇巴波川の
綱手道
(栃木市)



〈備考〉

・大通りを幹として、周辺の社寺や巴波川、嘉右衛門町へと枝を延ばし、懐の深いまちづくりを進める。

③ ポケットパークを設ける

○前庭や空地を活用してポケットパークを整備し、街にうるおいを与える。
◇ポケットパーク (須坂市)



○ポケットパークを活用して、蔵の奥行きを見せる。

◇^{ひもろせん}緋毛氈のある
ポケットパーク
(栃木市)



▽万町ポケットパーク



〈備考〉

④ 歴史的町並みを演出する

[工作物 (塀)]

- 巴波川等景観形成ブロック内の塀はできるだけ板塀とする。特に巴波川左岸については、原則として黒板塀とする。



- 自然石を使う塀の場合、高さを低くし、生垣や竹垣、板塀等と組み合わせる。



- 竹垣とする場合は、植栽を考慮したデザインとする。

- 築地塀^{ついでい}の場合は、屋根に日本瓦を使用し、重厚さを感じさせるもの、または、1間ごとに柱(須柱)を立てた形式とする。



〈備考〉